解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月二十七日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十二年九月二日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

福岡県鞍手郡鞍手町中山三ツ池三九二三

学校法人鞍手学園

清算人　阿部　博子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十二年九月二日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

福岡県鞍手郡鞍手町新北一一一

学校法人福原愛郷学園

清算人　阿部　博子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月四日開催の定期総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

佐賀県唐津市浜玉町一六三五番地一

財団法人浜崎浜会館

代表清算人　栗原　孝熙

配当公告

愛知県みよし市福谷町広久伝一五の一六一、開始決定時の住所名古屋市守山区吉根二丁目三〇〇一番地　破産者　河本　正憲

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一八二九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二八三、八六九、六九〇円

一、配当することのできる金額

金二四、六四一、九一〇円

平成二十二年九月二十九日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番三号丸の内T・Sビル八階

破産管財人　井上　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市菜根一丁目一六七番地、最後の住所福島県郡山市清水台一丁目八番一三号

被相続人　亡　要田　武二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

福島県郡山市清水台一丁目八番五号ルームズ清水台ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　尾形　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市金室町二九八一番地、最後の住所埼玉県秩父市永田町五番三号

被相続人　亡　髙野　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

埼玉県秩父市道生町二番六号

相続財産管理人　新井兄三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ケ浦市川原井四五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鶴岡　雄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

事務所千葉県木更津市新田二丁目四番二号

相続財産管理人　弁護士　小川　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡南部町福士三二一六番地、最後の住所静岡県富士市宮島二四一番地の二

被相続人　亡　青木　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

静岡県富士市伝法二八六七番地の一、事務所静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇

相続財産管理人　弁護士　杉山　利朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町岩滝二〇八二番地、京都府宮津市字吉原二五四〇番地

被相続人　亡　竹本收午朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

京都府宮津市字鶴賀二〇五四番地一宮津商工会議所二階

相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字文珠二一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川﨑　あつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

京都府宮津市字鶴賀二〇五四番地一宮津商工会議所二階

相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市北本町二丁目二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小川　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

大阪府大阪市北区西天満六丁目二番一一号第一住建梅ヶ枝町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　服部　正弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市老松町一丁目一〇八番地、最後の住所岡山県倉敷市老松町一丁目六番一八号

被相続人　亡　小野小千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

事務所岡山市北区大学町三―八

相続財産管理人　井上　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県府中市目崎町七一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十九日

事務所広島県広島市中区上八丁堀五番五号

相続財産管理人　弁護士　福永　孝

第44期決算公告

平成22年8月24日　東京都中央区日本橋人形町一丁目4番10号

株式会社リサーチ・アンド・デイベロプメント

代表取締役　桑田　瑞松

貸借対照表の要旨　（平成22年5月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	955,295	流動負債	429,329
固定資産	206,459	固定負債	385,055
		退職給与引当金	7,305
		株主資本	347,369
		資本金	30,000
		資本剰余金	11,183
		資本準備金	2,340
		その他資本剰余金	8,843
		利益剰余金	306,185
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	298,685
		（うち当期純利益）	（11,103）
資産合計	1,161,754	負債・純資産合計	1,161,754